

第五十九回 帝國議院
議會

労働者災害扶助法案外二件委員會議錄(記)第二回

付託議案
 勞働者災害扶助法(政府提出)
 勞働者災害扶助責任保険法(政府提出)
 (政府提出)

案(政府提出)

昭和六年三月十二日(木曜日)午前十一時二十分钟開議

出席委員左ノ如シ

委員長

山邊常重君

理事坂東幸太郎君

理事村上紋四郎君

理事崎山武夫君

竹田儀一君

栗山賛四郎君

佐藤興一君

安藤正純君

板谷順助君

栗山賛四郎君

西尾末廣君

同日委員村岡吾一君、伊禮肇君及三好榮次郎君辭任ニ付其ノ補闕トシテ小山令之君、竹田儀一君及栗山賛四郎君ヲ出席政府委員左ノ如シ

内務參與官一宮房治郎君

社會局部長富田愛次郎君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

勞働者災害扶助法案(政府提出)

労働者災害扶助責任保険法案(政府提出)

勞働者災害扶助責任保険特別會計錄(政府提出)

第五類第二十八號 労働者災害扶助法案(政府提出)外二件委員會議錄 第二回 昭和六年三月十二日

○山邊委員長 開會前ニ御挨拶ヲ申上
 ゲマス、皆様ノ御推薦ヲ辱ウ致シマシ
 テ委員長ノ職ヲ汚スコトニナリマシ
 タ、何分ニモ薄學菲才能ク其責任ヲ完
 ウシ得ルヤ否ヤ頗ル憂慮ニ堪ヘナイモ
 ノガアリマス、何卒皆様方ノ御後援ト
 御援助ニ依リマシテ、無事ニ此職責ヲ
 完ウシマスルヤウニ、此上共御援助ヲ
 御願致シマス、以上ヲ以テ開會ノ挨拶
 ト致シマス——是ヨリ會議ヲ開キマス
 先づ政府委員ノ説明ヲ求メマス
 ○一宮政府委員 労働者災害扶助法案
 及ビ労働者災害扶助責任保険法案ノ要
 領ニ付テ御説明ヲ簡単ニ申上ゲマス、
 勞働者災害扶助法案ハ土木建築工事、
 土石採取業、鐵道、軌道、自動車運輸
 業、仲仕業等ノ労働者ノ業務上ノ傷病
 ニ對シマシテ、事業主ヲシテ扶助セシ
 メントスルモノデアリマス、斯ノ如キ
 扶助ノ制度ハ工場鑛山ニ於キマシテハ
 要スルニ現ニ工場鑛山ニ行ハル、扶助
 ノ制度ヲ爾餘ノ諸工業ニモ擴張スル趣
 提出)

主要ナル内容ハ第一ニ適用範囲ニ關ス
 ルコトデアリマス、本法案ハ鑛山工場
 以外ニ於テ相當危險ノアル産業ニ適用
 セントスルモノデアリマシテ、適用事
 業ノ種類ヲ第一條第一項第一號乃至第
 四號ニ列舉致シマシテ、而シテ是等ノ
 事業中特ニ危險ナモノハ、事業ノ規模
 如何ヲ問ハズシテ適用致シマスルシ、
 ソレ程デモナイモノハ相當危險以上ノ
 モノニ限ツテ適用セントスルモノデア
 リマス、即チ石切業及ビ土石採取業ニ
 付キマシテハ、地下作業又ハ火薬爆弾
 ヲ使用スルモノハ、使用人員ノ如何ヲ
 問ハズシテ之ヲ適用シ、其他ハ十人以
 上ノ労働者ヲ使用スルモノニ限ツテ之
 ヲ適用シ、又貨物取扱業ニ付キマシテ
 ハ、動力機械ヲ使用スルモノハ使用人
 員如何ヲ問ハズシテ之ヲ適用シ、其他
 ハ十人以上ノ労働者ヲ使用スルモノニ
 限ツテ居ルノデアリマス、自動車運輸業
 ニ付キマシテハ、一定ノ設備ニ依ル
 ヲ區別致シマセズ、一定ノ設備ニ依ル
 モノニハ之ヲ適用シ、然ラザルモノニ
 ハ適用セザルコト、致シマシタ、土木
 建築工事ニ付テハ、適用範圍ニ入ルベ
 シテアリマスルガ、原則トシテ、工事
 費用一萬圓以上又ハ使用延人員千人以
 上ノモノニ限り、作業ノ特ニ危險ナル
 モニハ、ソレ以下ノ規模ノモノニモ
 適用スル豫定デアリマス

主要ナル内容ノ第二ハ扶助ノ程度方
 法デアリマスガ、是ハ勅令ニ委任シテ
 アリマスルガ、既存ノ扶助法規タル工
 場法ト大體歩調ヲ合セル方針デアリマ
 ス

内容ノ第三ハ扶助責任者ニ對スル事
 項デアリマス、事業主ガ使用者デアル
 場合ニハ問題ヲ生ジナイノデアリマス
 カ、土木建築業ノ如キ請負關係ノ複雜
 ナルモノニハ、特ニ責任者ヲ定メテ置
 ク必要ガアリマス、此點ニ關シ本法ハ
 原則トシテ元請負人ヲ以テ事業主ト
 シ、元請負人ト下請負人トノ契約ニ依
 リマシテ、下請負人ニ扶助責任ヲ引受
 ケシムルコトヲ得ルコト、致シマシ
 テ、而シテ元請負人ハ保證責任ニ似タ
 ル責任ヲ有スルモノト致シマシテ、且
 ツ後ニ述ベマスル責任保険ノ保険料ハ
 元請負人ヨリ徵收スルコト、致シマシ
 タ、此制度ハ勞働者保護ノ點カラモ、我國
 事業主ノ便宜ノ點カラ言ウテモ、我國

ノ實情ニ最モ適切ナモノト考ヘテ居ル
ノデアリマス、土石ノ採取業及ビ貨物
取扱ノ事業ニ付テハ、事業主ガ唯一人
ノ注文ニ依ツテ事業ヲ經營シテ居リマ
スル場合ガ少クナイノデアリマスガ、
斯ル場合ニハ注文主ニモ事業主トシテ
保證責任ニ似タル責任ヲ負ハセルコト
ト致シマシタ

次ニ労働者災害扶助責任保険法案ハ
前述事業主ノ扶助責任ニ關シ、扶助ノ
支給ヲ確保シ、労働者ノ保護ヲ圖ル爲
メ、且ツハ事業主ノ負擔ヲ容易ナラシ
ムル爲ニ保険ノ制度ヲ設ケントスルモ
ノデアリマス、本保険ハ事業主ノ扶助
責任ヲ保険スルモノデアリマスカラ、
其態様ハ事業主ノ保険デアリマスガ、
本保険ト扶助トハ密接不可分ノ關係ニ
アリ、實質ニ於テハ社會保険ノ作用ヲ
爲シ、又扶助ニ關スル事業主ト労働者
ノ紛議ハ、多クノ場合保険者ニ依ツテ
解決セラレルコト、ナリマスカラ、本
保険ハ國營保険トシタノデアリマス、
保険ニ加入スル範圍ニ付テハ土木建築
工事ニ付テハ、労働者ノ保護及ビ事業
主ノ便宜ノ兩方面ヨリ劃一的ニ強制ス
ルコト、シ、其他ノ事業ニ付テハ任意
加入ノコト、致シマシタ、從來カラ保
障ノ行ハレテ居ツタ工場鑛山ニ付テモ、
國營保険ヲ設ケタ以上、保険ノ途ヲ開
加入ト考へ、任意加入ヲ認メル豫

定デアリマス、本保險ハ本來事業主ノ負擔タル扶助ノ責任ヲ保險スルノデアリマスカラ、保險料ハ全部事業主ノ負擔トシ、國庫ハ初年度ニ於テ準備費ヲ醸出スル外、何等負擔ヲ爲サル方針デアリマス
以上ハ兩法案ノ内容ノ説明デアリマス、詳細ハ御質問ニ應ジテ御説明申上ゲタイト思ヒマス
○山邊委員長 皆様ニ御諮シマスガ、此労働者災害扶助法案外二件ハ相關聯セル議案デアリマスカラ、一括議題トシテ審議ヲ進メタイト思ヒマス、御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕
○山邊委員長 ソレデハ其通リニ致シマス——板谷君
○板谷委員 本案ニ付キマシテハ政府カラ提出サレテ居リマス参考書ニ就テ色々調査ヲ致シマシテ、重ネテ質問シタイト思フノデアリマスケレドモ、先づ第一ニ立法ノ精神ニ付テ伺ヒタイト思フノデアリマスガ、本案ニ現レマシタマスト、事業ハ國營トシテヤルト云フコトデアリマスガ、本案ニ現レマシタテ居ラス、ノミナラズ剩餘金ガアッタ場合ニハ之ヲ積立テルト云フ極メテ欲所ニ依ルト、全然國家ハ損失ヲ豫想シテ居ラス、ノミナラズ剩餘金ガアッタ所ニ依ルト、全然國家ハ損失ヲ豫想シテ居ラス、ノミナラズ剩餘金ガアッタ手デ商賣ヲスルト云フヤウナ法案ノヤ

シ國家ガ補助ヲスル——或ハ全然損失ヲ豫想シテ居ナイト致シマシタナラバ、隨テ保険料ト云フモノガ自然高クナル、保険料ガ高クナルト云フコトハ要スルニ事業主ノ負擔ガ重クナリ、其結果労働者ニ轉嫁サレテ、却ツテ労働者ヲ保護スルト云フ趣意ニ副ハヌ結果ヲ生ジハシナイカ、斯ウ考ヘラレルノデアリマスガ、之ニ對ス御意見ハ如何デアリマス

併ナガラ其保険料率等ニ於キマシテハ、別ニソレガ非常ニ高クナルト云フヤウナ懸念ハ今持ツテ居ラナイノデアリマス、保険料率等ニ於キマシテハ大體御手許ニ廻シテアリマスガ、サウ云フ程度ノ保険料率デアリマシテ、隨テ是ガ労働者ノ賃銀等ニ影響スルコトハナカラウト考ヘテ居リマス

○松田委員 例ヘバ鑛山工場ノ労働者ニ對シマシテハ健康保険法ト云フモノガ適用サレル、隨テ之ニ對シテハ建前ト致シマシテ國家ガ十分ノ一ヲ持ツト云フコトニナツテ居ルノデアリマスカ、此法案ハ準備金ダケハ出スケレドモ、後ハ事業主ガ全部負擔スルト云フ建前ニナツテ居ルト云フコトデアリマスレバ、其結果ト致シマシテ、事務費ハドレ位掛ルカ、私ハマダ参考書ヲ能ク見テ居リマセヌカラ分リマセヌケレドモ、掛ツタダケ事業主カラ取ル結果ニナルト云フコトハ當然ノ事デアルト思フ、サウスルト今申シタヤウニ事業主ノ負擔ガ重クナル、重クナルト云フコトハ、一面ニ於テソレガ労働者ニ輒嫁サレル結果ガ先ト云フコトモ、是亦當然ノ歸結ト思フノデアル、轉嫁ヲサレタナラバ此保険ノ趣意ニ副ハスヤウニ思フノデアリマスガ、モウ一遍重ネテ御説明ヲ願ヒタイ

○富田政府委員 健康保険ト比較ノ御

話ガアリマシタカラ申上グマスガ、健
康保険法ニ於キマシテハ御承知ノヤウ
ニ業務上ノ傷害疾病等ニ付キマシテ保
險ヲ致シテ居リマスモノ、外、業務外
ノモノニ付テモ保険ヲ致シテ居ルノデ
アリマス、隨ヒマシテ此健康保険ノ保
險ノ實際ト致シマシテ、此法律デ扶助
致シテ居リマス業務上ノ傷害疾病ニ付
キマンテハ、是ハ事業主負擔デアリマ
スガ、其點ハ工場鑛山ニ於キマスル健
康保険ニ於キマンテモ、業務上ニ關ス
ル限りハ、是ハ事業主負擔ト云フコト
デ保険ノ基礎ガ立テ、アルノデアリマ
ス、隨ヒマシテ此法律デ保障シテ居リ
マス労働者ノ業務上ノ傷害及ビ疾病ニ
關スル限りハ、健康保険ト同ジヤウニ
足ヲ合セマシテ事業主負擔ニ致シマス
コトハ、健康保険ニ於ケル工場主及ビ
鑛業主ノ責任ト少シモ經濟ノ負擔ニ於
テ變ラヌノデアリマス、隨ヒマシテ是
ダケノ負擔ヲ事業主ガ致シマシタカラ
ト云ツテ、是ガ同時ニ労働者ノ負擔ニ轉
嫁スルト云フ程ノコトハ考ヘテ居ラナ
イノデアリマス

此法案ニ依リマスト公共團體ガ直營
スル事業以外ハ總テ強制加入ト云フコ
ス、ソコデ民間ノ保険會社ガ先年來カ
ラ團體保険ト云フコトヲ政府ニ申請ヲ
シテアル筈デアリマスガ、此保険法ガ
實施ヲサレマシタ結果、即チ強制加入
ト云フコトニナルナラバ、民間ノ團體
保険、詰リ民間ノ事業ヲ壓迫サレル結
果ニナリハセヌカト考ヘルノデアリマ
スガ、其點ハドウ云フ風ニ御覽ニナリ
マスカ

セヌ、民間ノ事業ヲ餘程壓迫スル結果ニナルデアラウト思フノデアリマスガ、ソレハ意見ノ相違トシテ置キマシテ、尙ホ伺ッテ見タイト思フノハ、何ヒ遂條審議サレルコト、ハ思ヒマスケレドモ、労働者災害扶助法案ノ第七條ニ「事業主災助ヲ爲スベキ場合ニ於テ其ノ資力アルニ拘ラズ」ト云フノハドウ云フコトニ拘ラズ」ト云フノハドウ云フコトヲ標準ニ御判断ニナルノデスカ、資力ガアルナイナラバ別ニ罰金ノ適用ハナイト云フコトニナリマスカ、資力アルニ拘

シテ置キマス
○西尾委員 本案ハ第五十六議會ニ於
テ時ノ田中内閣ノ下ニ提案サレマシ
テ、當時本案ノ重要ナル缺陷トシテ所
謂事業者側ノ立場ヲ理解スル人々ノ意
見ニ於テモ、亦労働者側ヲ代表スル吾
吾ノ意見ニ於テモ、其保険ノ給付ニ對
シテ不安ガアリ、其不安ヲ除ク爲ニハ
比較的資產力ノ薄弱ナ事業主ニ對シテ
ハ國家ガ保障スルト云フ制度ヲ立テナ
ケレバナラヌト云フ點ニ於テモ、雙方
意見ガ一致シテ居ツタノデアリマス、其

○一官政府委員　目間　力天國體保險ヲ開始シタイト云フ一二ノ希望ハアッタヤニ聞いて居リマスケレドモ、今日ノ保険界ノ現状ニ於キマシテハ殆ド團體保険トシテ業務ノ見ルベキモノハマダナイノデアリマス、而シテ本事業ノ性質ガ社會保険ノ意味ヲ多分ニ持ツテ居ルモノデアリマスカラ、之ヲ國營ト致シマシテ、サウシテ社會保険ノ目的ヲ達スルト云フコトハ、社會政策上ニ於テモ必要ナルモノデアルト考ヘテ居ルノデアリマス、而シテ本國營法案ガ實施セラレマス。結果、民間ニ於ケル團體保険ヲ壓迫スルダラウト云フコトハ、全然ナシトハ申上ゲ兼ネマスケレドモ、殆ドナイノニ近イト申上ゲテモ差支ナイト思フノデアリマス

○富田政府委員 第七條ノ意味ハ扶助スル資力ガアル、然ルニ正當ノ理由ナクシテ支拂ハナカツタ場合ニ罰金ニ處ス、斯ウ云フ意味合ナノデアリマス

○板谷委員 ソレカラ勞働者災害扶助責任保険審査會ト云フモノガ勅令ヲ以テ設ケラレルコトニナツテ居ルノデアリマスガ、是ハドンナ範圍デ此審査會ハ設ケラレルノデアリマスカ

○富田政府委員 勞働者ノ災害扶助ノ責任保険ノ委員會デアリマスカラ、相當事業主ヲ代表サレルト認ムベキ人、又労働側モ代表シ得ルト思ハレル人及び關係ノ官吏ヲ以テ組織シテ審議ヲ致シタイト考ヘテ居リマス

アリマスガ、唯伺ツテ置カネバナラヌ點
ハ、此前ノ勞働者災害扶助法案ノ適用
範圍ニ付テ概數ヲ御示ニナツタ時分ニ
ハ、百五十七萬餘ト云フコトニナツテ
居タノデアリマシタガ、今度戴キマシ
タ法案ノ適用事業ノ勞働者數ノ調ニ依
リマスト五十一萬七千、約三分ノ一二
適用範圍ガ狹メラレテ居ルノデアリマ
スガ、是ハドウ云フ譯デアリマセウカ
○富田政府委員 犀ニ調ベマシタ時ハ
此法律ノ適用ヲ受ケマス事業ノ全體、
隨テ其者ガ業務ニ從事シテ居リマスト
居ラザルトヲ問ハズ、例ヘバソレガ失
業シテ居リマシテモ、全體ノソレニ關係シテ居ル勞働者ノ總數ヲ調ベタノデア
ゴザイマス、所ガ今回調ベマシタノハ

シテ置キマス
○西尾委員 本案ハ第五十六議會ニ於
テ時ノ田中内閣ノ下ニ提案サレマシ
テ、當時本案ノ重要ナル缺陷トシテ所
謂事業者側ノ立場ヲ理解スル人々ノ意
見ニ於テモ、亦労働者側ヲ代表スル吾
吾ノ意見ニ於テモ、其保険ノ給付ニ對
シテ不安ガアリ、其不安ヲ除ク爲ニハ
比較的資產力ノ薄弱ナ事業主ニ對シテ
ハ國家ガ保障スルト云フ制度ヲ立テナ
ケレバナラヌト云フ點ニ於テモ、雙方
意見ガ一致シテ居ツタノデアリマス、其

話ガアリマシタカラ申上グマスガ、健
衰暮食去ニ吟ヤマノテハ御承印ノヤウ

此法案ニ依リマスト公共團體ガ直營
スル事業以外ハ總テ強制加入ト云フコ

セヌ、民間ノ事業ヲ餘程壓迫スル結果ニナルデアラウト思フノデアリマス

シテ置キマス
○西尾委員 本案ハ第五十六議會ニ於

第五類第二十八號 勞動者災害扶助法案(政府提出)外二件委員會議錄

第二回 昭和六年三月十二日

茲ニ舉ゲテ居リマス法律ノ規定シテ居リマス事業ニ、現ニ從事シテ居ル者ヲ調査致シタノデアリマス、例ヘバ此扶助法ハ土木建築ニ付テハ大體一萬圓以上ノ事業ヲ經營シテ居ル者ニ適用シタイト考ヘルノデアリマスガ、隨テ其勞働者ハ一萬圓以上ノ事業ニ現ニ從事シテ居ル者ノ數ヲ拾タノデアリマス、併シ先ノ時ニハソレガ一萬圓デアルト否トニ拘ラズ、又其者ガ現ニ事業ニ從事シテ居ルト否トヲ問ハズ、例ヘバ失業シテ居ツテモ、或ハ一時職カラ離レテアリマス、サウ云フ者ヲ全部含ンダノデ査ハ其數ガ非常ニ減ジテ來テ居ル譯デアリマス

○西尾委員 サウ御説明ヲ伺ヒマスト、大體事業別ノ適用範圍ヲ前ノト較ベマスト同ジデアリマシテ、寧ロ或モノニ取ツテハ擴張シタノデハナイカト思フヤウナ點モアルノデアリマス、事業ノ範圍ニ於テ少クモ從前通り、サウシテ人員ニ於テ三分ノ一二ナツテ居ルト云フコトハ餘リニ減リヤウガ違フノデアリマス、何カ是ハ他ニ理由ガアルノデハナイデセウカ

○富田政府委員 今回ノ數字ハ先ニ申シマシタヤウニ、此當該事業ニ付キマシテ一定ノ標準ヲ示シマシテ、之ニ申當シテ居ルモノト云フノデ調上ゲタ數

宇ガ、今御手許ニ差上ゲテ居ルヤウナ数字ニ相成ツテ居ルノデアリマシテ、曩ニ工場鑛山ニ於ケル扶助ト同一程度ノイトハ多少ノ喰違ヒガ生ジテ居リマス、斯ウ云フ土木其他ノ事業ガ非常ニ惡イ時デモアリマシタシ、先ニ申シタヤウニ調査方法ガ違ツテ居リマス、斯ウ云フ土木其他ノ事業ガ非常ニ、數字ガ減ツテ居リマスノト、經濟事情ガ一層惡クナッテ居ル爲シナカツタト云フ點モアッタカト思ヒマス、併シ今回御手許ニ差上ゲテアル數字ハ、吾々ハ正シイ數字ト考ヘテ居ル譯デアリマス

○西尾委員 ドウモ其御説明ダケデハ、餘リ數字ガ違フノデアリマスカラ諒解出来ナイノデアリマス、尙ホ能ク御調ベニナツテ、モット得心ノ行クヤウニ後ノ機會ニ説明シテ戴ケバ結構デアリマス

○西尾委員 第一條ノ第二項ノ「ハ」デガ現レテ居リマスガ、請負工事費一萬圓以上ト云フコトハ、此前ノ案ニモサウ云フコトガアッタノデアリマシテ、其點ニ於テ吾々ハ異議ハナイノデアリマスケレドモ、更ニ延人員千人以上ト云フ限界ヲ設ケマシテ、延人員千人以下ノモノヲ御省キニナツタ其理論及ビ其根據ハ如何デアリマスカ

○富田政府委員 工事費用ニ依ツテ標準ヲ置キマス場合ニ於テハ大體一萬圓、ソレカラ、ソレバカリデナク、費メテ重要ナ點ハ勅令ヲ以テ定メルト云

吾ハ窺知ルコトガ出來ナイノデアリマス、之ニ付テハ何カ材料ヲ御出シ願ヒス、人デアリマスケレドモ、如何デアリマスカ

○富田政府委員 工事費用ニ依ツテ標準ヲ標準トシナイデ、人ヲ以テ標準トスルト云フヤウナ場合ニ於テハ、延人員ノ千人ト云フモノモ亦其標準ニシテ、ドチラカニ依ツテ標準ヲ定メテ行キタイト云フ考ナノデアリマス、唯一方ニ據ルト云フノデナクテ、人ヲ以テスル場合ニハ延人員千人位ヲ以テ限度ト

昭和六年三月十二日印刷

昭和六年三月十三日發行

衆議院事務局

印刷者

常磐印刷株式會社